

第14回滋賀県首長会議 令和2年1月15日(水)

# 「高齢者の保健事業と介護予防 の一体的な実施について」

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。

＜市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施＞

国(厚生労働省)

- 保健事業の指針において、一体的実施の方向性を明示。(法)
- 具体的な支援メニューをガイドライン等で提示。
- 特別調整交付金の交付、先進事例に係る支援。

広域連合

委託 (法)

市町村

- 広域計画に、広域連合と市町村の連携内容を規定。(法)
- データヘルス計画に、事業の方向性を整理。
- 専門職の人件費等の費用を交付。

- 一体的実施に係る事業の基本的な方針を作成。(法)
- 市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施。(法)  
(例)データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への参画、支援メニューの改善 等
- 広域連合に被保険者の医療情報等の提供を求めることができる。(法)
- 地域ケア会議等も活用。

必要な援助

都道府県への  
報告・相談

都道府県  
(保健所含む)

- 事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価 等

国保中央会  
国保連合会

- データ分析手法の研修・支援、実施状況等の分析・評価 等 (法)

三師会等の  
医療関係団体

- 取組全体への助言、かかりつけ医等との連携強化 等

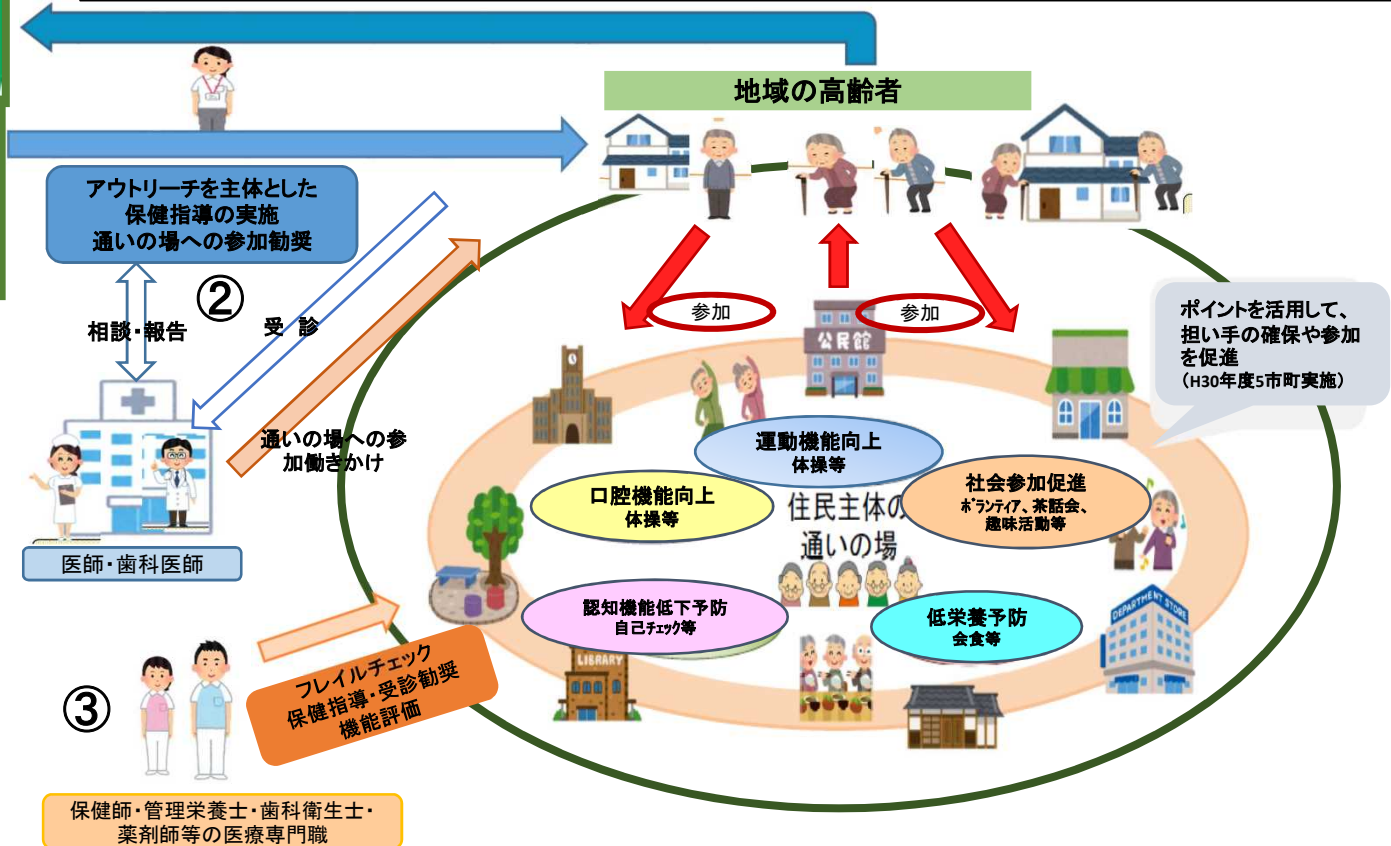
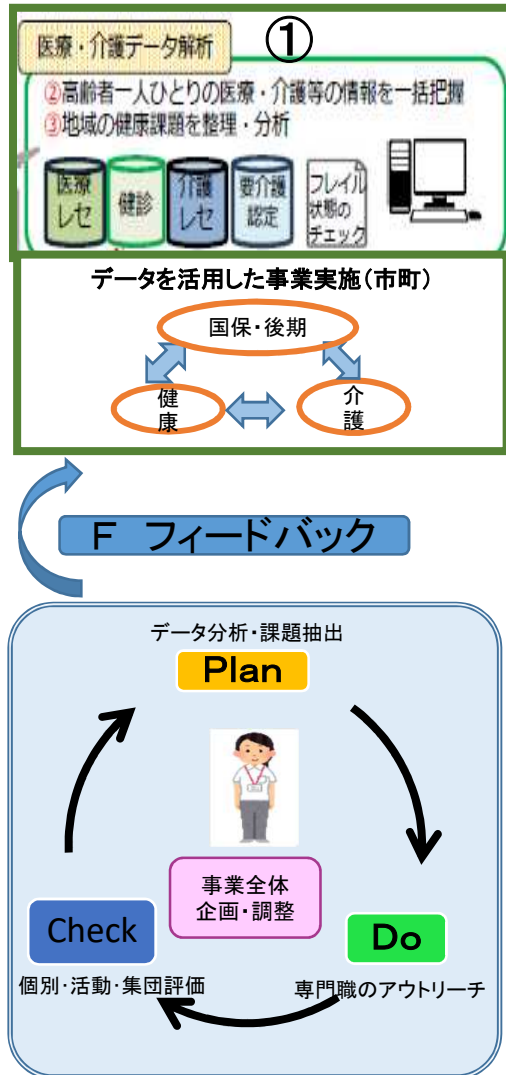
事業の一部を民間機関に委託できる。(法)

(法) は法改正事項

# 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の将来像

資料 4-2

- ① 一人ひとりの高齢者の医療・介護情報を一括把握することで、地域の健康課題を分析
- ② 健康リスクの高い高齢者を抽出し、国保から継続した保健指導を実施あわせて、通いの場への参加勧奨を行う
- ③ 住民主体の通いの場に、保健師など地域を担当する医療専門職が積極的に関与フレイルチェックやフレイル予防などの健康教育・健康相談を実施フレイル状態にある高齢者を把握し、生活機能向上に向けた支援を行う



※「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン(第2版) 令和元年10月 厚生労働省保険局高齢者医療課」より

### ■ 都道府県の役割

#### ① 県内の健康課題の俯瞰的把握

- ・ 都道府県内の健康課題を俯瞰的に把握できる立場であり、専門的見地等からの支援。
- ・ 国保連合会と協力しながら、都道府県あるいは広域連合等でデータを分析し、市町村に提供。

#### ② 好事例の横展開

- ・ 専門的見地等からの支援や本事業にかかる好事例の横展開。

#### ③ 市町村が配置する医療専門職員への支援

- ・ 都道府県や保健所の人脈を活用して人材の育成や確保。
- ・ 市町村の状況を踏まえ、医療専門職の人材育成等を支援。
- ・ データ分析や事業企画立案に対する支援。
- ・ 支援スキルを身に付けることができるよう、研修を行う体制の整備。

#### ④ その他

- ・ 広域連合や国保連合会とともに事業の取組結果に対する評価や効果的な取組の分析。
- ・ 三師会等の医療機関団体、商工会議所等をはじめとした関係団体への協力依頼。

### ■ 国保中央会・国保連合会の役割

#### ① KDBシステムの活用支援

- ・ 全国値や同規模保険者との比較など、分析可能なデータの提供。
- ・ 帳票の読み取り方や操作方法、加工、分析など活用方法に関する研修会の随時開催。

#### ② 事業評価への支援

- ・ 国保連合会に設置する支援・評価委員会からのアドバイスおよび企画立案、事業評価にかかる研修会の実施。

## 県の対応状況

資料 4-4

- **令和元年5月 「県・市町 健康医療福祉担当部課長会議」**
  - ・ 各市町の取組状況や県の市町への支援について情報交換
- **令和元年10月 「県・市町 健康医療福祉担当部課長会議」**
  - ・ 各市町の体制整備や国交付金を活用した事業実施について情報交換
- **令和元年11月 「保健事業と介護予防の一体的実施にかかる関係課等との連絡会」**
  - ・ 県の関係課、後期高齢者医療広域連合、国保連合会が参集して情報交換と意見交換
- **令和元年11月 「医療福祉連携係長会議」**
  - ・ 各保健所の係長に対して一体的実施の制度説明を行うとともに、市町への支援について協議
- **令和元年12月 「滋賀県保健所長会」**
  - ・ 各保健所長に対して一体的実施の制度説明を行うとともに、市町への支援について協力を要請
- **令和元年12月 「滋賀県と三師会との協議会」**
  - ・ 一体的実施について意見交換がなされるとともに、県から三師会に対して市町支援の協力を要請

# 県の対応状況と今後の予定

資料 4-5

## ①県内の健康課題の俯瞰的把握

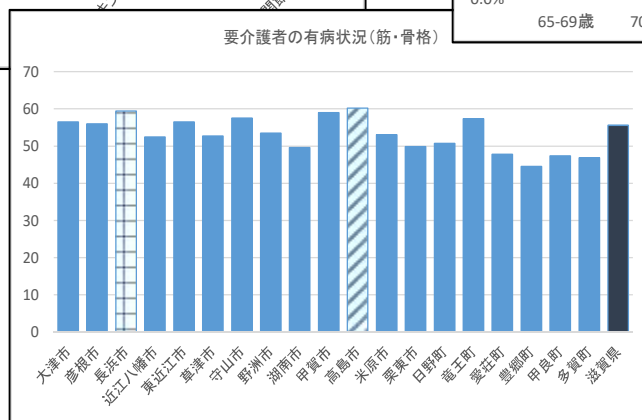
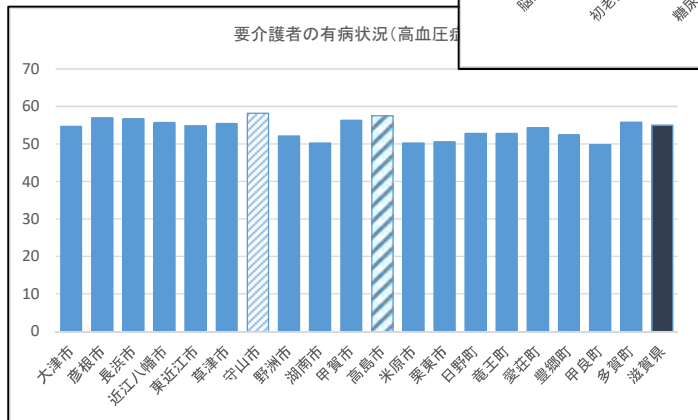
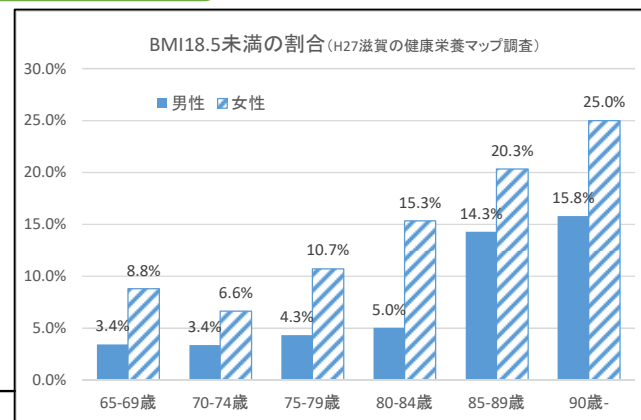
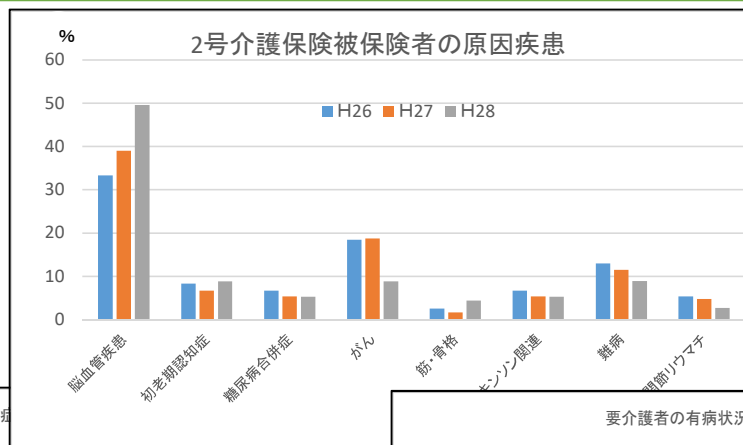
令和元年度(地域包括ケアシステムの推進に向けたデータ分析事業 予算額5,972千円)

国保連合会で把握してる国保・後期高齢の健診データ・医療データ・介護保険のデータを個人ごとに紐付けし、要介護状態に至る人はその「生活習慣」や「疾病状況」がどのように関連しているのかを分析

- ・ 圏域ごと、市町ごとの特徴や課題を明確にする
- ・ 今年度末までには、分析結果を市町に提供予定



令和2年度以降  
各市町の状況に合わせた、課題分析等の支援



## ② 好事例の横展開（モデル実施を先行事例とした横展開）

### ● 市町特性に応じた介護予防推進のための現地アドバイス

- ・ 令和元年度から、県はモデル市町において、各市町の地域特性に応じた住民主体の通いの場等の介護予防推進を支援するため、大阪府大東市のノウハウを導入しつつ、地域課題の分析、アクションプラン、実施に至る一連の企画・評価への現地アドバイス、講師派遣を行う。
- ・ 各年度末にモデル市町の取組報告会を開催し、全市町に共有をする。
- ・ 今後は、この取組にフレイル対策等の一体的実施の観点を加え、県内の好事例として横展開を図っていく。

## ③ 市町が配置する医療専門職員への支援

### ● 研修の実施（国保連合会との共催）

本年2月に次の内容の研修を開催

- ・ 一体的実施に関する経緯と「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」等に基づく事業の実施
- ・ 一体的実施にかかる交付金制度
- ・ 国保データベースシステム(KDB)の活用